

## 令和2年度（2020年度）における食中毒警報第1号の発令について

令和2年（2020年）5月29日（金）午前10時00分

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課  
電話 011-204-5261

食中毒警報は、食中毒の未然防止のため、細菌性食中毒の発生しやすい夏期を中心として、高い気温や湿度などの一定の気象条件の場合に、保健所長が警報を発令し、食品関係施設や一般家庭に注意を喚起するものです。

今年度初めての食中毒警報が、本日、次のとおり発令されましたのでお知らせします。

### ○ 令和2年度（2020年度）第1号発令

保健所名	発令日時	発令期間	発令基準※
上川保健所	5月29日午前10時	72時間	1
富良野保健所	〃	〃	〃
網走保健所	〃	〃	〃
北見保健所	〃	〃	〃
紋別保健所	〃	〃	〃
旭川市保健所	〃	〃	〃

### ※ 食中毒警報の発令基準

- 1 日最高気温28℃以上が予想される場合
- 2 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- 3 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- 4 その他保健所長が特に必要と認める場合

### ○ 特に注意すべき事項

- 1 食品は、冷蔵庫に入れるなど低温で保存すること。
- 2 魚介類等の生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べること。
- 3 弁当などは、できるだけ作り置きせず、早めに食べること。
- 4 食品は、よく火を通して食べること。
- 5 ふきん、まな板等調理器具の洗浄、殺菌を励行すること。

### （参考）

- 1 昨年の第1号発令  
令和元年（2019年）5月23日（木）午前10時～（96時間）  
網走保健所、北見保健所

- 2 過去3年の発令状況（全道）

年度	令和元年（2019年）	平成30年（2018年）	平成29年（2017年）
発令回数	338回	236回	222回
延日数	830日	557日	593日